

総務省行政相談センター

まぐみみ熊本

# 令和2年7月豪雨 被災者の皆様への生活支援 窓口案内(熊本県版ガイドブック)

令和2年7月豪雨によって被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。  
被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。  
また、熊本行政評価事務所においても、いろいろなお問合せやご相談を受け付けています。  
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

## 【この生活支援情報について】

- ・ 熊本行政評価事務所が収集した各機関等における支援策等の情報を掲載しています。
- ・ この冊子の最新版は、熊本行政評価事務所ホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

## 【相談の受付】 平日8:30～17:15

● 行政相談専用ダイヤル **096-326-1100** (受付時間外は留守番電話)

● インターネット(右のQRコードからアクセスできます。)

URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

● FAX 096-324-1663



※ 新型コロナの感染拡大防止のため、できるだけ電話・インターネット・手紙・FAXを利用  
くださいますようお願いいたします。お急ぎの場合は電話をご利用ください。

対面での相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限(原則 30 分以内)  
など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

## ● 行政相談委員・弁護士による特設相談所(八代市坂本町)

日 時: 毎月第2金曜日 10:00～15:00 場 所: 八代市坂本支所会議室

問合せ: 熊本行政評価事務所

※ 新型コロナの感染拡大防止のため、開設を中止する場合があります。

※ マスク着用や相談時間の制限(原則 30 分以内)などにご協力ください。

まぐみみ熊本



総務省行政相談センター

総務省 熊本行政評価事務所

〒860-0047








熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階

電 話 : 096-326-1100

総務省の行政相談窓口(全国共通) : 0570-090110

## &lt; 目 次 &gt;

分野	項目	ページ
<b>1 住まいや 身の回りのこと</b> 	(1) 被災証明書の発行	1
	(2) 災害相談・生活支援相談	4
	(3) 災害ごみの相談窓口	5
	(4) 被災した住宅の修理、補修・再建・解体	5
	(5) 被災者のための住宅提供	8
<b>2 お金のこと (生活資金、住宅等)</b> 	(1) 被災者生活再建支援金の支給	9
	(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金	10
	(3) 災害援護資金の貸付	10
	(4) 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）	11
	(5) 住宅の建設、補修等の融資	11
	(6) 住宅ローン等の返済	12
<b>3 労働・雇用に関すること</b> 	(1) 労働相談・就職相談	13
	(2) 労働者を休業させるとき（雇用調整助成金）	14
	(3) 労働保険料の納付猶予等	14
	(4) 雇用保険失業給付の特例措置	15
	(5) 賃金が支払われないとき（未払賃金立替制度）	15
	(6) 労災保険（事業主や医療機関の証明が受けられないとき）	15
<b>4 役所の手続・ 公共料金</b> 	(1) 国税の特別措置（申告・納付等の期限の延長）	16
	(2) 県税の特別措置	17
	(3) 市町村税の特別措置	19
	(4) 公共料金の減免措置等	19
	(5) 年金に関すること（手帳・証書の紛失、保険料猶予）	20
	(6) 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	20
	(7) 運転免許証等の再交付（手数料の免除）・有効期限延長	21
	(8) 自動車検査証（車検証）の有効期間の延長	21
	(9) 被災自動車に係る自動車重量税の還付	22
	(10) 特定非常災害の指定により講じられる措置等	23
<b>5 民間の手続</b> 	(1) 損害保険	24
	(2) 生命保険に関すること	24
	(3) 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	25
	(4) 携帯電話契約の本人確認の特例	25

<b>6 教育のこと</b> 	(1) 育英資金・奨学給付金（県）	26
	(2) 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付	26
<b>7 事業経営・農林漁業のこと</b> 	(1) 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口	27
	(2) 農林漁業者への資金融資・相談窓口	28
	(3) 営農相談窓口	28
	(4) 宿泊事業者等の相談窓口	29
	(5) 施設の復旧費用などの補助(なりわい再建支援補助金)	29
	(6) 酒類業者の救済措置等	29
	(7) 商店街の災害復旧事業の補助	30
<b>8 医療・健康・介護・子どものこと</b> 	(1) 窓口負担なしで医療・介護を利用できます	31
	(2) 自立支援医療受給者証なしで受診できます	32
	(3) 介護認定・介護サービス	32
	(4) 災害後のこころのケア	32
	(6) 母子保健、子ども・保護者の相談など	33
	<b>9 被災地の支援</b> 	(1) 義援金、ふるさと納税など
(2) 災害ボランティア		35
<b>10 その他の相談、自治体・お役立ち情報サイト</b> 	(1) 消費者トラブル	36
	(2) 法律相談など	36
	(3) 人権相談（女性など）	38
	(4) 熊本県・市町村による情報提供	38
	(5) 国の機関による情報提供	40
<b>11 外国人のための情報・相談窓口</b> <small>がいこくじん</small> <small>じょうほう そうだんまどぐち</small> <b>情報・相談窓口</b> <b>For Foreign Residents</b> 	(1) <small>せいかつ</small> 生活についての <small>じょうほう</small> 情報・ <small>そうだん</small> 相談	41
	(2) <small>さいがいじ</small> 災害時に <small>べんり</small> 便利なアプリとWEBサイト（ <small>たげんご</small> 多言語） Helpful Apps and Websites in the Event of Disaster	41
	(3) <small>でんわいりょうそうだん</small> 電話医療相談 Telephone consultation for medical matters	41
	(4) <small>りょこうちゅう</small> 旅行中の <small>がいこくじん</small> 外国人の <small>こま</small> 困りごとと <small>そうだん</small> 相談 Japan Visitor Hotline	41
<b>12 安全に関すること</b> 	(1) 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性	42
	(2) 電気配線が浸水した場合（通電火災の危険性）	43
	(3) LPガス容器の流出・ガス機器の浸水	43

○ 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。

令和2年7月豪雨においては、熊本県内では次の26市町村が適用を受けています。

【7月4日適用（16市町村）】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

【7月6日適用（10市町村）】

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町



# 1 住まいや身の回りのこと

## (1) り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います（市町村に交付を申請してください）。
  - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
  - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
  - ・ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
- ◆ 多くの市町村では、交付申請書に被害状況の写真の添付を求めています。また、各市町村が被害状況調査を行います。この調査の前に、片付け、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は特に、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。（写真の撮り方→3ページ参照）
- ◆ り災証明書の申請窓口  
被害認定調査の実施期間や結果、り災証明書の発行予定などについては、各市町村にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話
荒尾市	防災安全課 危機管理防災室 <span style="color: red;">受付終了</span>	0968-63-1395
玉名市	防災安全課(本庁舎3階)	0968-75-1130
山鹿市	防災監理課(本庁3階) 各市民センター	0968-43-1113 (防災管理課)
菊池市	防災交通課 防災消防係 <span style="color: red;">受付終了</span>	0968-25-7203
八代市	市民税課 <span style="color: red;">受付終了</span> 各支所地域振興課（千丁・東陽・泉）、 鏡支所市民環境課、日奈久出張所	0965-33-4107 (市民税課)

市町村	窓口	電話
人吉市	税務課（西間別館2階） 令和4年3月31日新規受付終了	0966-22-2111 (内線1173)
	<ご参考；被災証明書の受付>0966-22-2111 ・住家ではない建物（被害程度判定あり）→税務課（西間別館2階（内線1173）） ・車・家財など（被害程度判定なし）→防災安全課（仮本庁舎2階（内線3372））	
水俣市	税務課固定資産税係	0966-61-1620
天草市	本庁課税課 牛深支所市民生活課 有明・御所浦・倉岳・新和・五和・天草・河浦 支所まちづくり推進課	0969-32-6050 (課税課)
南関町	総務課	0968-57-8500
和水町	税務住民課固定資産税係 受付終了	0968-86-5723
南小国町	税務課	0967-42-1113
小国町	総務課	0967-46-2111
	<a href="https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/55/1446.html">https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/55/1446.html</a>	
芦北町	福祉課社会福祉係	0966-82-2511
	<a href="http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/contents/1594013608266/index.html">http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/contents/1594013608266/index.html</a>	
津奈木町	住民課税務班 受付終了	0966-78-3111
錦町	税務課税務係	0966-38-1114
多良木町	税務課固定資産税係 受付終了	0966-42-1254
湯前町	税務町民課	0966-43-4111
水上村	税務住民課 受付終了	0966-44-0316
相良村	税務課	0966-35-1031
	<a href="https://www.vill.sagara.lg.jp/q/aview/268/1082.html">https://www.vill.sagara.lg.jp/q/aview/268/1082.html</a>	
五木村	総務課	0966-37-2211
山江村	税務課 受付終了	0966-23-5692
球磨村	税務課	0966-32-1113
	<a href="https://www.kumamura.com/gyousei/2020/10/11214/">https://www.kumamura.com/gyousei/2020/10/11214/</a>	
あさぎり町	税務課（役場本庁舎）	0966-45-7212

※ 写真の撮り方については、次のページをご覧ください。

◆ 写真の撮り方（八代市ホームページから抜粋）

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

**ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。**

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。  
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、  
①被災した部屋ごとの全景写真  
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
- <想定される撮影箇所>  
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



## (2) 災害相談・生活支援相談

### ◆ 地域支え合いセンター（生活支援相談等）

令和2年7月豪雨により被災された方々が安心できる日常生活を取り戻し、生活できるように、見守り、健康・生活支援、地域交流の促進を行います。

地域支え合いセンターの生活支援相談員が巡回訪問、サロン活動等の被災者支援を行います。

市町村	名称	電話
八代市	八代市地域支え合いセンター (八代市社会福祉協議会)	0965-62-8166
人吉市	人吉市地域支え合いセンター (人吉市社会福祉協議会)	0966-24-5570
芦北町	芦北町地域支え合いセンター (芦北町社会福祉協議会)	0966-86-0294
津奈木町	津奈木町地域支え合いセンター (津奈木町社会福祉協議会)	0966-61-2940
球磨村	球磨村地域支え合いセンター (球磨村社会福祉協議会)	0966-34-6500
相良村	相良村地域支え合いセンター (相良村社会福祉協議会)	080-8041-8029
山江村	山江村地域支え合いセンター (山江村社会福祉協議会)	080-3186-2786

### ◆ 八代市：災害相談窓口

窓口	電話
市民相談室（市役所仮設庁舎東棟1階 市民相談室）	0965-33-4452
坂本支所	0965-45-2211

### ◆ 人吉市：生活再建支援に関する相談窓口

窓口	電話
被災者支援対策課生活再建係	0966-22-2125



### (3) 災害ごみの相談窓口

- ◆ 被災者自ら廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合でも、かかった費用を事後で請求できる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

また、環境省のホームページ（[http://kouikishori.env.go.jp/archive/r02\\_suigai/](http://kouikishori.env.go.jp/archive/r02_suigai/)）をご覧ください。

### (4) 被災した住宅の修理、補修・再建・解体

- ◆ 住宅の補修・再建の相談窓口（無料現地休日相談）

市町村	場所・相談日時	問合せ
八代市	日時：第1・第3日曜 午後1時～4時 場所：八代市地域支え合いセンター	熊本県 建築住宅局建築課 096-333-2534
人吉市	日時：毎週土曜・日曜 午後1時～4時 場所：ENEOS矢黒ガソリンスタンド隣 (人吉市西間下町1132-1)	

※ 無料電話相談は令和3年3月に、芦北町・球磨村の無料現地休日相談窓口は同年12月に終了しました。

- ◆ 被災家屋・事業所等の解体・撤去（公費・自費）

**公費解体制度**とは、令和2年7月豪雨災害により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去と二次災害の防止を図るため、当該物件所有者の申請に基づき、市町村が所有者に代わって災害廃棄物として解体と撤去をする制度です。

公費解体とは別に、既に所有者ご自身で解体と撤去を済ませられた方、これから解体工事を発注する方を対象に、解体と撤去に要した費用を補助する制度が**自費解体制度**です（自費解体費用の全額を補助するものではありません。）。

令和2年7月31日、環境省から、全壊または半壊（大規模半壊含む）の損壊家屋等の解体・撤去を補助する方針が示されました。

- 問合せ先：各市町村

※ 多くの市町村において、既に受付を終了しています。

詳細については各市町村にお問い合わせください。

※ 業者との契約期限が設けられている場合がありますので、ご注意ください。

◆ **被災住宅の応急修理 申込終了（令和2年12月28日まで）**

災害救助法の適用市町村（目次の次のページ参照）において、災害により住宅が大規模半壊又は半壊・準半壊の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の居室、台所、トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。

○ 対象者（いずれにも該当する方）

- 1 「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯若しくは「半壊」又は「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
  - 2 そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること
  - 3 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること
- ※ 全壊の住家：応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

○ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することができます。

- ・ 内閣府は、今回の豪雨災害から、応急修理制度を使った場合でも、修理が終わるまで一時的に仮設住宅に入居できるよう制度の運用を見直しています。
- ・ 対象者は、自宅が半壊以上の被害を受け、住宅としての利用ができず他の住まいの確保が困難であり、修理の期間が1か月を超えると見込まれる人とされています。
- ・ また、仮設住宅に入居できる期間は、災害が発生した日から原則6か月の間（修理が完了した場合は速やかに退去）です。

（内閣府公表資料）<http://www.bousai.go.jp/pdf/kasetsujutaku.pdf>

- 修理限度額 ①大規模半壊又は半壊の世帯：59万5千円以内（消費税込み）  
②準半壊の世帯：30万円以内（消費税込み）

- 問合せ先：災害救助法が適用された市町村

◆ **市町村による住宅応急修理の支援**

上記の被災住宅の応急修理のほかに、市町村が修理に対する支援を行っている場合があります。詳細については、各市町村にお問い合わせください。

市町村	名称等	問合せ
錦町	錦町住宅リフォーム補助金(災害型) <a href="http://www.nishiki-machi.com/docs/2020072400018/">http://www.nishiki-machi.com/docs/2020072400018/</a>	住民福祉課 0966-38-4949

◆ すまいの再建支援

被災世帯の「すまいの再建」を支援する5つの支援策があります。

○ 対象者

- ・ 応急仮設住宅の入居世帯
- ・ 全壊又は大規模半壊の「り災証明書」の交付世帯
- ・ 半壊の「り災証明書」の交付世帯で解体した世帯
- ・ 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯

区分	支援策
自宅再建 希望世帯	① <u>60歳以上の方に向けた支援</u> ：利子相当分を一括助成 (助成内容) 県内で自宅を再建するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、その利子分に対して助成を行います。
	② <u>一定額までの利子負担を軽減</u> ：利子相当分を一括助成 (助成内容) 県内で自宅を再建するため、金融機関等から融資を受けた場合、その利子分に対して助成を行います。 ※ 収入要件あり
民間賃貸住宅 希望世帯	③ <u>民間賃貸住宅への入居費用を助成</u> ：一律20万円 (助成内容) 民間賃貸住宅へ入居された際の礼金や仲介手数料などの初期費用を助成します。
公営住宅 希望世帯	④ <u>公営住宅入居時に必要な費用を助成</u> ：一律10万円 (助成内容) 公営住宅へ入居された際に必要な備品等の初期整備費用を助成します。
全ての世帯	⑤ <u>引越時の転居費用を助成</u> ：一律10万円 (助成内容) 仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居する際の転居費用を助成します。

○ 問合せ先

被災時にお住まいだった市町村

熊本県健康福祉政策課すまい対策室 096-333-2839

(熊本県ホームページ)<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/78930.html>

## (5) 被災者のための住宅提供

### ◆ 市町村営住宅の提供

今回の豪雨による被災者を対象に、一時的に市町村営住宅が提供されています（賃料無料）。入居ご希望の場合は、電話でお問い合わせください。

市町村	窓口	電話
八代市	住宅課（市役所西棟2階）	0965-33-4122
人吉市	管理課 市営住宅係	0966-22-2111 (内線2431)
荒尾市	建築住宅課	0968-63-1491
天草市	建設総務課	0969-32-6794
玉名市	営繕課 <a href="https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/55/16777.html">https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/55/16777.html</a>	0968-75-1311

### ◆ 応急仮設住宅・みなし仮設住宅

#### ・ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）

令和2年7月豪雨により被災された方々のための応急仮設住宅が整備されています。入居関係については、各市町村の窓口にお問い合わせください。

応急仮設住宅の整備状況については、熊本県ホームページをご覧ください。

（熊本県ホームページ）<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/117/50781.html>

#### ・ みなし仮設住宅（賃貸型応急住宅） **申込終了（令和2年12月15日まで）**

熊本県では、令和2年7月豪雨により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する事業を実施しています。

（熊本県ホームページ）<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/51319.html>



## 2 お金のこと(生活資金、住宅等)

### (1) 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、住宅が全壊又は解体した世帯、大規模半壊、中規模半壊した世帯に対し、i) 被害程度に応じた「基礎支援金」、ii) 再建方法に応じた「加算支援金」が支給されます（熊本県は対象区域）。

※ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

#### 【対象となる世帯】

- ① 住宅が全壊した世帯(全壊)
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯(解体)
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難)
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊)
- ⑤ **住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊)**

※ 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、支給対象に、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（上記⑤の「中規模半壊世帯」）が追加されました（損害割合30%）。

※ 申請期間は、基礎支援金：災害発生日から13月以内、加算支援金：災害発生日から37月以内となっています。

#### 【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)	中規模半壊 (上記⑤)
二人以上の世帯	100万円	50万円	—
一人世帯	75万円	37.5万円	

#### 【加算支援金】

住宅の被害の程度	住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
全壊、解体、長期避難、 大規模半壊(上記①～④)	二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
	一人世帯	150万円	75万円	37.5万円
<b>中規模半壊(上記⑤)</b>	<b>二人以上の世帯</b>	<b>100万円</b>	<b>50万円</b>	<b>25万円</b>
	<b>一人世帯</b>	<b>75万円</b>	<b>37.5万円</b>	<b>18.75万円</b>

## (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた方の遺族等を対象として、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給されます。

災害弔慰金	生計維持者が亡くなった場合	500万円以下
	その他の方がなくなった場合	250万円以下
災害障害見舞金	生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円以下
	その他の方が重度の障害を受けた場合	125万円以下

- ※ 市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。  
詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

## (3) 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。

- 問合せ先：市町村

区分	貸付限度額	
世帯主に1か月以上の負傷がある場合	①当該負傷のみ	150万円
	②家財の3分の1以上の損害	250万円
	③住居の半壊	270万円
	④住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	①家財の3分の1以上の損害	150万円
	②住居の半壊	170万円
	③住居の前回(④を除く)	250万円
	④住居の全体の滅失又は流出	350万円

## (6) 住宅ローン等の返済

- ◆ 令和2年7月豪雨により被災した世帯に対する生活福祉資金（緊急小口資金）の災害時特例貸付について、8月11日からお住まいの市町村社会福祉協議会で受付が行われています。
  
- ◆ **生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付**
  - ・ 対象は、今回の災害で被災された方で、災害救助法が適用された市町村（目次の次のページ）に住所があり、当座の生活費を必要とする世帯
    - ※ 低所得者に限りません。
  - ・ 貸付限度額：原則10万円以内（次の場合は20万円以内）
    - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
    - ② 世帯員に要介護者がいる場合
    - ③ 4人以上の世帯である場合
    - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
  - ・ 一世帯1回限り、無利子、保証人不要
  
- 問合せ先  
熊本県社会福祉協議会 TEL096-324-5475  
お住まいの地域の市町村社会福祉協議会  
※ 各社会福祉協議会の連絡先は、下記URLからご覧いただけます。  
[https://www.pref.kumamoto.jp/ki\\_ji\\_35248.html](https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_35248.html)

## (5) 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ **災害復興住宅融資**

災害で住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金又は購入資金に対する融資です。

  - 問合せ先：住宅金融支援機構
    - ・ 災害専用ダイヤル：0120-086-353（祝日・年末年始を除き土日も利用可）
    - ・ ホームページ <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>
  
- ◆ **各金融機関の被災者向けの特別融資**
  - 問合せ先：各金融機関

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- 全国銀行協会相談室  
0570-017-109（一般電話からは市内通話料金）又は 03-5252-3772  
（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9:00～17:00）
- 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）  
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。





## 3 労働・雇用に関すること

### (1) 労働相談・就職相談

- ◆ 労働相談窓口（熊本労働局、労働基準監督署、ハローワーク）  
令和2年7月豪雨の影響による解雇、休業等の労働に関するご相談がありましたら、下記の窓口へお問い合わせください。
  - 総合労働相談コーナー（熊本労働局雇用環境・均等室内）  
TEL 096-312-3877（直通）  
(8:30~17:00（土、日、祝日、年末年始を除く）)
  - ※雇用調整助成金に関する相談窓口については、次ページの(2)をご覧ください。
  - 各労働基準監督署（総合労働相談コーナー）及びハローワーク（公共職業安定所）でも相談を受け付けています。

機関名	電話
熊本労働基準監督署	096-206-9829
八代労働基準監督署	0965-32-3151
玉名労働基準監督署	0968-73-4411
人吉労働基準監督署	0966-22-5151
天草労働基準監督署	0969-23-2266
菊池労働基準監督署	0968-28-2665
ハローワーク熊本	096-371-8609
ハローワーク熊本 上益城出張所	096-282-0077
ハローワーク八代	0965-31-8609
ハローワーク菊池	0968-24-8609
ハローワーク玉名	0968-72-8609
ハローワーク天草	0969-22-8609
ハローワーク球磨	0966-24-8609
ハローワーク宇城	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	0967-22-8609
ハローワーク水俣	0966-62-8609

## ◆ 被災学生等特別就職相談窓口（ハローワーク）

被災した就職活動中の学生等に緊急支援を行うため、「被災学生等特別就職相談窓口」が設置されています。

### ○ くまもと新卒応援ハローワーク

熊本市中央区水前寺1丁目4-1水前寺駅ビル2階

TEL 096-385-8240（直通）

（8:30～17:15（土、日、祝日、年末年始を除く））

### ○ 県下9ハローワークにおいても相談支援を行っています。

ハローワークの連絡先は、(1)労働相談・就職相談をご覧ください。

## (2) 労働者を休業させるとき（雇用調整助成金）

- ◆ 豪雨による災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に休業等を行った場合に、支払った休業手当の一部が助成されます（休業等の初日が令和2年7月4日から3年1月3日までの間にある場合）。

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置とは別措置

### ○ 雇用調整助成金に関する相談窓口：熊本労働局職業対策課分室

TEL 096-312-0086（8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始除く））

## (3) 労働保険料の納付猶予等

### ◆ 申告・納期限等の延長（指定地域）

**申告・納期限：令和3年2月1日**

- ・ 指定地域に所在する事業場の事業主については、令和2年7月4日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての期限が延長されます。

※ 指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含む。

※ 指定地域：人吉市、球磨村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、八代市坂本町、芦北町

- ・ 詳細 <https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/000764724.pdf>

### ◆ 被災した場合の労働保険料等の納付猶予

- ・ 令和2年7月豪雨により被害を受け、事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業場の事業主については、申請により、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として1年以内の期間猶予されます。

※ 詳細は最寄りの熊本労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

- ・ 詳細 <https://www.mhlw.go.jp/content/000646827.pdf>

## (4) 雇用保険失業給付の特例措置

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村（目次の次のページ参照）において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
  - ◆ 災害により事業所が休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業手当を受給できます（一定の要件があります）。
  - ◆ ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます。また、他のハローワークでも失業認定の手続きができます。
- 問合せ先
    - ・ 熊本労働局（職業安定課） TEL 096-211-1703  
(8:30~17:00（土、日、祝日、年末年始を除く）)
    - ・ ハローワーク  
連絡先は、「労働相談・就職相談」をご覧ください。

## (5) 賃金が支払われないとき（未払賃金立替制度）

- ◆ 未払賃金立替制度  
企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度があります。
- 問合せ先：労働基準監督署

## (6) 労災保険（事業主や医療機関の証明が受けられないとき）

- ◆ 労災保険の請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられないとき  
豪雨による被害により、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には、証明が受けられなくても請求書を受け付けています。
- 問合せ先：労働基準監督署
  - 詳細 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12262.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12262.html)



## 4 役所の手続・公共料金

### (1) 国税の特別措置(申告・納付等の期限の延長)

#### ◆ 国税の申告・納付等の期限の延長(熊本県の一部地域)

国税庁が指定した地域内(※)においては、納税者の方が申請することなく、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うことができます。

(※) 人吉市、球磨村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、八代市坂本町、芦北町

延長期日：令和3年2月1日(令和2年12月1日付国税庁告示)

この期日以降においても、令和2年7月豪雨の影響により申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます(個別指定)。

#### ◆ 国税の納税の猶予

- 申告は可能であっても、令和2年7月豪雨により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方については、特例猶予が受けられます(令和3年2月1日までに税務署に申請)。

#### ◆ 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される(又は徴収された)源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

- 問合せ先：最寄りの税務署(次の表)

税務署	電話	税務署	電話
阿蘇税務署	0967-22-0551	熊本東税務署	096-369-5566
天草税務署	0969-22-2510	玉名税務署	0968-72-2125
宇土税務署	0964-22-0410	人吉税務署	0966-23-2311
菊池税務署	0968-25-2121	八代税務署	0965-32-3141
熊本西税務署	096-355-1181	山鹿税務署	0968-44-2181

- ・ 国税庁ウェブサイト（令和2年7月豪雨に関するお知らせ）  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r2/0020007-044/index.htm>

## (2) 県税の特別措置

### ◆ 県税の減免、申告・納付などの期限の延長等

- 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対し、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。
- 個人県民税については、お住まいの市町村で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。
- 被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2月以内（自動車税環境性能割は申告納付期限から2月以内）に申請する必要があります。（「特別な事情」がある場合は、この限りではありません。）
- 詳しくは、下表の県の広域本部又は自動車税事務所にお問い合わせください。  
 ※ご相談の内容により管轄する広域本部が異なりますのでご注意ください。

税金の種類	管轄地域	管轄広域本部等
法人県民税・法人事業税 ゴルフ場利用税 県民税利子割 県たばこ税 鉱区税	県下全域	県央広域本部（税務部） （県庁行政棟新館1階） ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200（代表） ○納税に関すること Tel 096-333-3210（代表）
個人事業税 軽油引取税 不動産取得税※ 狩猟税 産業廃棄物税	熊本市、宇土市、 宇城市、下益城郡、 上益城郡	県央広域本部（税務部） ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200（代表） ○納税に関すること Tel 096-333-3210（代表）
※不動産取得税の問合せ先	荒尾市、玉名市、 山鹿市、菊池市、	県北広域本部 （菊池総合庁舎内）

<ul style="list-style-type: none"> <li>課税内容等については、取得された不動産の所在地を管轄する広域本部へ</li> <li>納税については、お住いのご住所を管轄する広域本部へ</li> </ul>	合志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税の内容等に関すること Tel 0968-25-4124</li> <li>○納税に関すること Tel 0968-25-4272</li> </ul>
	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡	<b>県南広域本部</b> (八代総合庁舎内) <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税の内容等に関すること Tel 0965-33-3180</li> <li>○納税に関すること Tel 0965-33-2184</li> </ul>
	天草市、上天草市、天草郡	<b>天草広域本部</b> (天草総合庁舎内) <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税の内容等に関すること Tel 0969-22-4239</li> <li>○納税に関すること Tel 0969-22-4370</li> </ul>
自動車取得税 自動車税	県下全域 ※ 減免に関するご相談は各広域本部でも受付	<b>自動車税事務所</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税の内容等に関すること Tel 096-368-4020 (代表)</li> </ul>

- 被災状況等に鑑み指定された一部の地域内においては、納税者が申請することなく、県税に関する申告・納付等の期限を延長する措置が講じられています。

(1) 対象となる納税者

次の地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者  
 人吉市、球磨村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、八代市坂本町、芦北町

(2) 令和2年7月4日以降に期限が到来する県税の申告・納付等の期限:令和3年2月1日

(3) 延長の対象となる税目

個人県民税、自動車税環境性能割、証紙徴収の方法により徴収する自動車税種別割および狩猟税を除く県税

※ 詳細は、熊本県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/16/50531.html>

○ 上記地域外の場合

災害等により期限までに申告・納付等ができないときは、申請により、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、その期限の延長を受けることができます。

※申告・納付等の期限が経過した後でも手続き可能です。状況が落ち着きましたらご相談ください。

### (3) 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(保険料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
  - 問合せ先：市町村

### (4) 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社にご確認ください。

- ◆ **九州電力**

申出があった場合に、電気料金等の特別措置が適用されます。

令和2年6月（支払期日が7月4日以降のものに限る。）～9月料金計算分の電気料金の支払期日が1か月間延長されるほか、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金が免除される措置等が講じられます。

詳しくは最寄りの営業所にお問合せください。

- ◆ **上下水道**

基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

- ◆ **NHK受信料**

今回の豪雨で災害救助法が適用された地域（目次の次のページ）のうち、建物に被害を受けた方々の受診料を一定期間免除する「災害免除」が実施されています。

- ・対象：半壊以上、半焼以上、床上浸水以上の被害を受けた建物
- ・免除期間：令和2年7月～12月（6か月）
- ・問合せ先 0570-077-077 9:00～18:00（土・日・祝日も受付）

※つながらない場合、050-3786-5003（有料）

## (5) 年金に関すること(手帳・証書の紛失、保険料猶予)

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。  
詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

被災者専用フリーダイヤル TEL 0120-808-678

- ・年金給付に関する相談、
- ・国民年金の保険料納付や免除、手続きに関する相談  
→ガイダンスに従い【1】を押してください。
- ・厚生年金保険の保険料納付、手続きに関する相談  
→ガイダンスに従い【2】を押してください。

※ 受付時間 月曜日8:30~19:00、火曜日~金曜日8:30~17:15、  
第2土曜日9:30~16:00

※ 最寄りの年金事務所にもお問い合わせできます。

熊本県内の年金事務所（平日8時30分~17時15分）

年金事務所	電話
熊本西年金事務所	<国民年金・厚生年金> 096-353-0142
熊本東年金事務所	<国民年金・厚生年金> 096-367-2503
玉名年金事務所	<国民年金・厚生年金> 0968-74-1612
本渡年金事務所	<国民年金> 0969-24-2154 <厚生年金保険> 0964-24-2116
八代年金事務所	<国民年金・厚生年金> 0965-35-6123

## (6) 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。  
詳しくは、熊本地方務局にお問い合わせください。
  - ・電話：096-364-2145（自動音声案内。土地・建物の登記に関すること：2番）
  - ・受付時間：平日8:30~17:15



## (7) 運転免許証の再交付(手数料の免除)・有効期限延長

### ◆ 運転免許証等の再交付手数料の免除 申請期間：令和2年12月28日まで

令和2年7月4日発生 of 豪雨災害で被災したことにより、運転免許証、仮運転免許証又は運転経歴証明書の再交付を申請する場合は、手数料が免除（無料）となります。受付場所、日時は次のとおりです。

- ・ 運転免許センター【即日交付】  
月曜日～金曜日（土、日、祝日・休日及び年末年始を除く。）  
午前8時30分～午前11時00分、午後1時00分～午後4時00分
- ・ 警察署【後日交付：約2週間】  
月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始を除く。）  
午前8時30分～午後4時30分
- ・ 氷川幹部交番【後日交付：約2週間】  
月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始を除く。）  
午前8時30分～午後3時00分

### ◆ 運転免許証（仮免許証を含む）の有効期限の延長 本措置終了

災害救助法適用地域に住所のある方と同地域において被災された方の、運転免許証（仮免許証も含む）等の有効期限の延長は、令和2年12月28日までです。

- ※ 有効期限を過ぎた場合、更新手続はできません（再取得の手続が必要）。
- ※ 住所が災害救助法適用地域にあり、かつ、免許証の有効期限が平成32年（令和2年）7月3日から同年12月27日までの方については、有効期限が令和2年12月28日まで延長されたとみなされます。
- ※ 運転免許関係の高齢者講習修了証明書等各種証明書についても期限延長
- ・ 熊本県警察本部（運転免許課）TEL 096-233-0110

## (8) 自動車検査証(車検証)の有効期間の延長

### ◆ 自動車検査証の有効期間の延長 本措置終了

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、対象地域（次表）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が下表に該当する場合には、自動車検査証の有効期間は、再延長によって令和2年9月4日までとされていました。

## ○ 対象地域、自動車検査証の有効期間

対象地域	自動車検査証の有効期間
八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月4日から同年9月3日までのもの
荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、小国町、小国町	自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から同年9月3日までのもの

## ○ 問合せ先

九州運輸局 自動車技術安全部 技術課 TEL 092-472-2539**(9) 被災自動車に係る自動車重量税の還付**

## ◆ 被災自動車に係る自動車重量税の還付

- 「被災者生活再建支援法」が適用される区域（適用区域：熊本県内）において、自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局等又は軽自動車検査協会において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、「被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書(自然災害用)」を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

九州運輸局ホームページ [https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001\\_00153.html](https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001_00153.html)

## ○ 問合せ先

- 自動車永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手續  
熊本運輸支局 TEL 050-5540-2086  
軽自動車検査協会熊本事務所 TEL 050-3816-1758
- 自動車重量税の還付措置の内容  
熊本国税局 消費税課 TEL 096-354-6171（代表）

## (10) 特定非常災害の指定により講じられる措置等

◆ 令和2年7月豪雨による災害は、「特定非常災害」に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年12月28日（月）まで延長されます。（令和2年7月3日以後に満了する許認可等が対象）

対象となる具体的な許認可、対象地域、延長後の満了日は、下記ウェブページでご確認ください。

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000430.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000430.html)

※ 右のQRコードの読み込みでも確認できます。



- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の面積期限が設定されます（令和2年10月30日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。）。

上記のほか、③法人に係る破産手続き開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮機関の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）

◆ 熊本県の条例等に基づく許可等の有効期限の延長等 **本措置終了**

「熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」が制定され、これにより、次の2つの措置が講じられます。

### ○ 許可等の有効期間の延長

災害救助法の適用区域に住所等を有する方を対象に、次の許可等(令和2年7月3日以後に満了するもの)について、有効期間が同年12月28日まで延長されます。

- ・ 食品製造業・食品販売業・食品行商の許可
- ・ 屋外広告物の表示・掲出物件の設置の許可
- ・ 屋外広告業者の登録・更新の登録
- ・ 浄化槽保守点検業者の登録・更新の登録

※ 災害救助法の適用を受ける市町村以外に住所等を有する方やこれら以外の許可等についても、申出により、有効期間の延長が認められる場合があります。

### ○ 期限内に履行されなかった義務に係る免責

届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが令和2年7月豪雨による災害によるものであることが認められた場合には、同年10月30日までに履行すれば行政上・刑事上の責任を問われません。

※ 熊本県の条例等に基づく届出等が対象



## 5 民間の手続

### (1) 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
  - ・ご契約の損害保険会社
  - ・そんぽADRセンター(受付時間 平日9:15~17:00 ナビダイヤル0570-022-808)  
(IP電話からは092-235-1761)
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
  - ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 平日9:15~17:00)
  - ・フリーダイヤル0120-501-331 (IP電話からは03-6836-1003)
- ◆ 日本損害保険協会
  - ・被害を受けられた皆様へ  
<https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2020dizaster/july.html>  
<https://www.sonpo.or.jp/index.html> (こちらからもご覧いただけます。)

### (2) 生命保険に関すること

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域(目次の次のページ参照)の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。  
<https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200704.html>
  - ・申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長6か月延長されます。
  - ・申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル 0 1 2 0 - 0 0 1 - 7 3 1 (平日9:00~17:00)
- ・ かんぽコールセンター  
フリーダイヤル 0 1 2 0 - 5 5 2 - 9 5 0  
(平日9:00~21:00、土・日・休日9:00~17:00)

### (3) 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

#### ○ 問合せ先

- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ ゆうちょコールセンター 0 1 2 0 - 1 0 8 - 4 2 0  
(平日8:30~21:00、土・日・休日・年末年始9:00~17:00)

※ 携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※ IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

※ ゆうちょ銀行からのお知らせ

[https://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/press/2020/abt\\_prs\\_id001507.html](https://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/press/2020/abt_prs_id001507.html)

### (4) 携帯電話契約の本人確認の特例

- ◆ 今回の災害で本人確認書類を喪失した場合、確認書類がなくとも、携帯電話の契約等を行うことができます。**(令和2年7月10日~12月31日)**  
詳しくは、総務省ホームページをご確認ください。

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban18\\_01000087.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000087.html)



## 6 教育のこと

### (1) 育英資金・奨学給付金(県)

- ◆ 熊本県教育委員会では、令和2年7月豪雨災害の影響で家計が急変した方々のために、熊本県育英資金（緊急貸与、返還猶予）及び熊本県奨学のための給付金の受付を行っています。

#### ○ 問合せ先

就学支援策	問合せ先、電話
熊本県育英資金（緊急貸与）	高校生等が在籍する高等学校等
同（返還猶予）	熊本県教育庁（高校教育課修学支援班） 096-333-2682
熊本県奨学のための給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の高等学校等に在籍している場合 在籍する高等学校等</li> <li>・ 県外の高等学校等に在籍している場合 熊本県教育庁（高校教育課修学支援班） 096-333-2675</li> </ul>

### (2) 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、相談窓口（03-6743-6719）にお問い合わせください。  
また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課（03-6743-6011）にお問い合わせください。



## 7 事業経営・農林漁業のこと

### (1) 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。

#### 【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	中小企業事業
熊本支店	096-353-6121	096-352-9155
八代支店	0965-32-5195	-

【商工組合中央金庫】 熊本支店 096-352-6184

【熊本県信用保証協会】 096-375-2000  
(平日9:00~17:15、土日・祝日9:00~17:00)

#### 【商工会議所・商工会連合会、中小企業団体中央会】

機関名	電話
熊本商工会議所	096-354-6688
八代商工会議所	0965-32-6191
荒尾商工会議所	0968-62-1211
人吉商工会議所	0966-22-3101
水俣商工会議所	0966-63-2128
本渡商工会議所	0969-23-2001
玉名商工会議所	0968-72-3106
山鹿商工会議所	0968-43-4111
牛深商工会議所	0969-73-3141
熊本県商工会連合会	096-325-5161
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】 092-482-5451

【中小企業庁 熊本県よろず支援拠点】 096-286-3355

## (2) 農林漁業者への資金融資・相談窓口

### ◆ 日本政策金融公庫の相談窓口

熊本支店に、被災された農林漁業者を対象とした特別相談窓口が設置されています。

【日本政策金融公庫】熊本支店（農林水産事業） 096-353-3104

- ・ 適用できる融資制度は、農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティネット資金（災害）です。

## (3) 営農相談窓口

### ◆ 営農相談窓口（熊本県）

熊本県は、令和2年7月豪雨により被災された農業者の方からの相談をワンストップで受ける「営農相談窓口」を県下11か所の農業普及・振興課内に設置しています。

- 相談内容：営農に関すること全般

作物の栽培や家畜の飼養技術、流通・販売等に関すること、制度資金に関すること、補助事業等に関すること、農地の復旧に関することなど

設置場所	電話
県央広域本部	096-273-9672
宇城地域振興局	0964-32-0351
上益城地域振興局	096-282-3010
県北広域本部	0968-25-4279
玉名地域振興局	0968-74-2135
鹿本地域振興局	0968-44-2118
阿蘇地域振興局	0967-22-1115
県南広域本部	0965-33-3418
芦北地域振興局	0966-82-5194
球磨地域振興局	0966-24-4129
天草広域本部	0969-22-4262



## (4) 宿泊事業者等の相談窓口

### ◆ 九州運輸局の特別相談窓口

- 令和2年7月豪雨により甚大な被害が生じている宿泊事業者等の不安を解消するため、被災された宿泊事業者等からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、九州経済産業局・各労働局等と連携した支援を行っています。
- 九州運輸局観光部観光企画課 電話 092-472-2330  
FAX 092-472-2334
- サポート内容
  - ・ 宿泊事業者等からの相談・要望対応
  - ・ 宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介
  - ・ 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、九州経済産業局や各労働局等の窓口を案内

## (5) 施設の復旧費用などの補助(なりわい再建支援補助金)

### ◆ なりわい再建支援補助金 受付終了

令和2年7月豪雨により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。

- 問合せ先 なりわい再建支援補助金受付センター  
電話 096-384-8880

## (6) 酒類業者の救済措置等

### ◆ 免許等の手続に関する弾力的な措置

令和2年7月豪雨により被害を受けた酒類製造者及び酒類販売業者の方々の免許等に係る手続について、被災状況等を踏まえた弾力的な措置が講じられています。

※ 具体的な取扱いやご不明点については、販売場の所在地を所轄する税務署を担当する税務署（酒類指導官設置署）にご相談ください。

熊本西税務署 酒類指導官 (TEL 096-355-1181)

※自動音声案内に従い「2」番を選択してください。

◆ 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置

販売のために所持していた酒類が豪雨により被災（容器の破損による酒類の流出等）した場合には、酒税相当額の救済措置があり、一定の手続により酒税相当額の支払を受けることができます。

相談窓口：熊本西税務署 酒類指導官 TEL 096-355-1181

\* 自動音声案内に従い「2」番を選択してください。

## (7) 商店街の災害復旧事業の補助

◆ 商店街災害復旧事業 受付終了

令和2年7月豪雨による災害によって被害を受けた地域の商店街等において、商店街等組織が行う、アーケード、共同施設、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的としています。

- ・ 公募期間 令和2年9月30日～令和3年1月29日
- ・ 問合せ先 熊本県商工振興金融課 電話 096-333-2326
- ・ 交付要綱等は、経済産業省ホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930005/20200930005.html>



## 8 医療・健康・介護・子どものこと

### (1) 窓口負担なしで医療・介護を利用できます

- ◆ 災害救助法の適用市町村（目次の次のページ参照）にお住まいで、下記の対象保険者に加入されており、下の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

令和3年1月1日以降は、①保険証と②猶予(免除)証明書の両方を医療機関等の窓口で提示することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予(免除)証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されます(申請せずとも該当者に送付される場合あり。市町村によって異なる)。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- ・ 対象保険者

国民健康保険・介護保険（災害救助法の適用を受けた市町村）

熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合

熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

※ 上記以外の保険者（各健康保険組合等）についても免除される場合があります。  
詳細は 各保険者にお問い合わせください。）

- ・ 問合せ先

ご不明な点は、加入している各保険者にお問い合わせください。通信不調などで保険者につながらない場合は、下記にお問い合わせください。

（国民健康保険）県庁国保・高齢者医療課 096-333-2221

（介護保険）県認知症対策・地域ケア推進課 096-333-2218

## (2) 自立支援医療受給者証なしで受診できます

### ◆ 育成医療・更生医療・精神通院医療

今回の豪雨災害で被災し、自立支援医療受給者証を提示できない場合、医療機関で申し出、氏名・生年月日・住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診が可能となっています。

### ○ 問合せ先

熊本県健康福祉部 障がい者支援課 096-333-2250

## (3) 介護認定・介護サービス

### ◆ 要介護・要支援認定有効期間の延長

令和2年7月3日からの大雨による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令が令和2年7月17日に施行され、要介護(支援)認定有効期間の延長が可能とされました。

延長の取扱いについては、各市町村にお尋ねください。

### ◆ 介護サービス利用料の免除

令和2年7月豪雨で被災された方については、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで介護サービス利用料が免除される場合があります。各市町村にお尋ねください。

## (4) 災害後のこころのケア

### ◆ 熊本県精神保健福祉センター「こころの健康相談電話」

突然の自然災害で大切な人や家財を失うなどの体験をされると、人の心と体には様々な変化が起こります。(例「眠れない」「イライラする」「誰とも話す気になれない」「体調がすぐれない」など)

これらの症状は時間の経過とともに自然に回復していくものですが、心配や不安を一人で抱えずに、周りの人と話したり、お互いに声を掛けあうことが大切です。

症状が長引くようでしたら、市町村の保健師や医療機関に相談することも一つの方法です。県精神保健センターの「こころの健康相談電話」でも相談を受け付けています。

TEL 096-386-1166 (平日9:00~16:00)

◆ 熊本いのちの電話

TEL 096-353-4343 (24時間)

◆ 熊本こころの電話相談

TEL 096-285-6688

◆ よりそいホットライン 被災者支援専用ダイヤル

TEL 0120-279-338 (24時間)

## (5) 母子保健、子ども・保護者の相談など

◆ 各種母子保健サービス

避難先自治体においても、住民票の異動の有無に関わらず、また受診券がなくても妊婦健康診査が受診できます。

詳しくは、お近くの自治体にお問い合わせ下さい。

◆ 児童相談所

「いつもより子どものかんしゃくがひどくなった」「子どもに当たってしまったたり、イライラしやすい」「子どもの様子がいつもと違い不安に思う」

これらの反応は、災害時には誰にでも起こり得る自然なものですが、お子さんのことで気になることがあったり、不安を感じたりする場合に、専門の職員がお話を伺い、心理的なサポートやアドバイス、適切な相談機関へのご紹介等を行います。

児童相談所(電話番号)	管轄区域
県中央児童相談所 (096-381-4451)	県北地域 (荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡) 県央地域 (宇土市、宇城市、美里町、上益城郡) 天草地域 (上天草市、天草市、苓北町)
八代児童相談所 (0965-33-3247)	八代市、氷川町、人吉市、球磨郡、水俣市、葦北郡
熊本市児童相談所 (096-366-8181)	熊本市

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/28/384.html>



## 9 被災地の支援

### (1) 義援金、ふるさと納税など

#### ◆ 義援金

- 熊本県における義援金の受付 **令和4年3月31日まで**  
熊本県では、義援金口座を開設するほか、義援金箱を設置しています。  
詳細は、熊本県ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/51321.html>
- 被害を受けた市町村における義援金の受付  
各市町村のホームページ等でご確認ください。
- 日本赤十字社、熊本県共同募金会においても義援金を募集しています。  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/51321.html>

#### ◆ 災害ボランティア活動支援金（熊本県社会福祉協議会）

熊本県社会福祉協議会では、広域的かつ長期的な災害ボランティア活動を支援することを目的として、募金活動を行っています。

- ・ 問合せ先  
熊本県社会福祉協議会総務企画部総務企画課  
TEL 096-324-5454

#### ◆ ふるさと納税

- 熊本県では、令和2年7月豪雨に係るふるさと納税（ふるさとくまもと応援寄付金）について、受付を行っています。
  - ・ 問合せ先 熊本県総務部税務課 TEL 096-333-2098
- 被害を受けた市町村における受付状況については、市町村のホームページをご覧ください。

## (2) 災害ボランティア

### ◆ ボランティアの依頼・参加申込

災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。

- 熊本県災害ボランティアセンター（熊本県社会福祉協議会）

TEL 096-324-5436

[特設サイト] <https://kumamoto.shienp.net/>

- 開設中の災害ボランティアセンター

市町村	開設場所	電話
人吉市	人吉市社会福祉協議会 （災害復興ボランティアセンター）	090-5731-9259
球磨村	球磨村一勝地温泉かわせみ 別館 （復興ボランティアセンター）	070-7665-4563

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者の募集対象地域が限られています。
- いずれも事前登録制となっています。また、団体・グループのみ募集している場合があります。
- あらかじめ詳細をご確認ください。

### ※ 新型コロナ感染拡大防止

- 万が一感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリ(COCoA)を積極的に活用してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

- 被災地で作業された日時等を記録しておき、発熱等の症状が出た場合は作業を控え、専用のコールセンター（熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口096-300-5909）に連絡しましょう（24時間対応）。



## 10 その他の相談、自治体・お役立ち情報サイト

### (1) 消費者トラブル

- ◆ 災害に便乗した悪質な勧誘・商法の例
  - ・ 豪雨災害で被災した建物に対する応急危険度判定を行ったと装い、不安を煽って修理等を勧誘
  - ・ その場で家屋の修理契約・支払を迫り、消費者が気付かない部分の修理は手を抜く
  - ・ 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求
- ◆ 不安を感じたとき、おかしいと思ったとき、困ったときの相談窓口

窓口名	電話
熊本県消費生活センター	096-383-0999 (平日 9:00~17:00)
消費者ホットライン	188 ※局番なしの3桁番号 (平日 9:00~17:00、 土日・祝日 10:00~16:00)
最寄りの警察署 又は警察安全相談	#9110 (24時間受付)

### (2) 法律相談など

- ◆ 法テラス熊本（面談による無料法律相談）
 

令和2年7月豪雨の被災者の方について、資力を問わない無料法律相談を実施しています。詳しくは、法テラスへお問い合わせください。

法テラス熊本 TEL 0570-078365

※IP電話からは、050-3383-5522へおかけください。
- ・ 被災者専用フリーダイヤルによる情報提供も行っています。
 

TEL 0120-078-309

(平日 9:00~21:00、土 9:00~17:00)



◆ 熊本県弁護士会(法律相談センターによる面談相談)

豪雨災害に関連する相談を無料で受け付けています。

【要予約】

熊本県弁護士会法律相談センター 096-325-0009

(平日 9:00~17:00)

また、熊本県弁護士会では、被災地(八代市坂本町、人吉市及び球磨村)において定期的に無料法律相談を実施しています。

詳細は同会ホームページをご確認ください。

[https://kumaben.or.jp/soudan/gouu\\_soudan.php](https://kumaben.or.jp/soudan/gouu_soudan.php)

◆ 熊本県司法書士会(司法書士による無料相談)

・ 相談内容の例

- 借家や店舗が被災したが、家賃はどうなる? 修繕費はだれが負担?
- 仕事ができない期間の給料の支払いはどうなる?
- 土砂の片付けや住宅修理などに関するトラブル
- ローンが残った住宅や車が被災して二重にローンを組まなければならないが、支払いはどうなる?
- 住宅や車が被災したが、保険はどうなる?

・ 相談方法

① 電話相談 TEL 0120-120-835(予約不要)

② ウェブ相談(インターネット相談)

※ カメラ、マイク機能のあるパソコン・スマートフォン等の端末があれば、自宅からも面談による相談が可能(前日まで要予約)

予約 TEL 096-364-2889(受付:月~金 9:00~17:00)

・ 開催日時 月~金(祝祭日は除く)17:00~20:00

・ 開催期間 7月13日から当面

[http://www.kumashi.jp/index.php?mode=consul&con\\_id=157](http://www.kumashi.jp/index.php?mode=consul&con_id=157)

### (3) 人権相談(女性など)

#### ◆ みんなの人権 110 番

自然災害に関連した人権問題（日常生活における困りごと・悩みごとなど）について、遠慮なくご相談ください。

法務局職員・人権擁護委員が相談に応じます。

みんなの人権 110 番 TEL 0 5 7 0 - 0 0 3 - 1 1 0

#### ◆ 女性の人権ホットライン

女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。

TEL 0 5 7 0 - 0 7 0 - 8 1 0 （平日 8:30～17:15）

最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

インターネットでも相談を受け付けています。詳細は下のURLをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

右のQRコードから相談受付サイトに接続できます。



### (4) 熊本県・市町村による情報発信

熊本県	令和2年7月豪雨 <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/site/r2-gouu/">https://www.pref.kumamoto.jp/site/r2-gouu/</a>
荒尾市	防災情報 <a href="https://www.city.arao.lg.jp/bosai-bohan/bosai">https://www.city.arao.lg.jp/bosai-bohan/bosai</a>
玉名市	令和2年7月豪雨に係る玉名市の支援制度等について <a href="https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/55/16777.html">https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/55/16777.html</a>
山鹿市	令和2年7月豪雨に関する情報 <a href="https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/genre/00000000000000/1594781155412/index.html">https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/genre/00000000000000/1594781155412/index.html</a>
菊池市	災害復旧に関する各種支援制度 <a href="https://www.city.kikuchi.lg.jp/q/list/483.html">https://www.city.kikuchi.lg.jp/q/list/483.html</a>
八代市	令和2年7月豪雨関連情報 <a href="http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list01829.html">http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list01829.html</a>
人吉市	令和2年7月豪雨災害関連情報 <a href="https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/list/750.html">https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/list/750.html</a>

水俣市	令和2年7月豪雨 <a href="https://www.city.minamata.lg.jp/list01208.html">https://www.city.minamata.lg.jp/list01208.html</a>
上天草市	(市HP) <a href="https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/">https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/</a>
天草市	令和2年7月豪雨災害関連情報 <a href="https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/list01029.html">https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/list01029.html</a>
玉東町	(市HP) <a href="https://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/">https://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/</a>
南関町	(市HP) <a href="http://www.town.nankan.lg.jp/">http://www.town.nankan.lg.jp/</a>
長洲町	(市HP) <a href="https://www.town.nagasu.lg.jp/default.html">https://www.town.nagasu.lg.jp/default.html</a>
和水町	(市HP) <a href="https://www.town.nagomi.lg.jp/default.aspx?site=1">https://www.town.nagomi.lg.jp/default.aspx?site=1</a>
南小国町	(市HP) <a href="https://www.town.minamioguni.lg.jp/top.html">https://www.town.minamioguni.lg.jp/top.html</a>
小国町	令和2年7月豪雨の各種情報 <a href="https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/55/1446.html">https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/55/1446.html</a>
芦北町	防災情報 <a href="http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/genre/0000000000000/1000000000047/index.html">http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/genre/0000000000000/1000000000047/index.html</a>
津奈木町	防災情報 <a href="http://www.town.tsunagi.lg.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&amp;class_set_id=1&amp;class_id=510">http://www.town.tsunagi.lg.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&amp;class_set_id=1&amp;class_id=510</a>
錦町	令和2年7月豪雨 <a href="http://www.nishiki-machi.com/bunya/reiwa2gouu/">http://www.nishiki-machi.com/bunya/reiwa2gouu/</a>
多良木町	(町HP) <a href="https://www.town.taragi.lg.jp/index.html">https://www.town.taragi.lg.jp/index.html</a>
湯前町	(町HP) <a href="https://www.town.yunomae.lg.jp/">https://www.town.yunomae.lg.jp/</a>
水上村	(村HP) <a href="https://www.vill.mizukami.lg.jp/">https://www.vill.mizukami.lg.jp/</a>
相良村	(村HP) <a href="https://www.vill.sagara.lg.jp/">https://www.vill.sagara.lg.jp/</a>
五木村	(村HP) <a href="https://www.vill.itsuki.lg.jp/default.html">https://www.vill.itsuki.lg.jp/default.html</a>
山江村	(村HP) <a href="https://www.vill.yamae.lg.jp/index.html">https://www.vill.yamae.lg.jp/index.html</a>
球磨村	令和2年7月豪雨 関連記事一覧 <a href="https://www.kumamura.com/gyousei/r27info/">https://www.kumamura.com/gyousei/r27info/</a>
あさぎり町	(町HP) <a href="https://www.town.asagiri.lg.jp/q/gyousei/">https://www.town.asagiri.lg.jp/q/gyousei/</a>

## (5) 国の機関による情報提供

- ◆ 首相官邸  
令和2年7月豪雨で被災された皆様へ  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame202007/info.html>
  
- ◆ 厚生労働省
  - 令和2年7月豪雨について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00156.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00156.html)
  
  - 避難所生活で健康に過ごすための情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00020.html)
  
- ◆ 中小企業庁  
令和2年7月豪雨による災害関連情報  
(中小企業向け支援策ガイドブック等)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/saigai/2020/202007gouu/index.html>



# 11 外国人向けの情報・相談窓口

## For Foreign Residents

### (1) 生活についての情報・相談

◆ くまもとけんがいこくじん  
熊本県外国人サポートセンター

(Kumamoto Support Center for Foreign Residents)

TEL 080-4275-4489 (平日8:30~17:15)

◆ がいこくじんせいかつしえん  
外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

### (2) 災害時に便利なアプリとWEBサイト(多言語)

◆ さいがいじ べんり Helpful Apps and Websites in the Event of Disaster ないかくふ  
(内閣府: Cabinet Office)

<http://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html>

### (3) 電話医療相談

◆ Telephone consultation for medical matters

AMDA国際医療情報センター TEL 03-6233-9266

月曜日~金曜日 10:00~15:00 (やさしい日本語で対応)

- 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。

言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。

### (4) 旅行中の外国人のこまりごと相談

◆ Japan Visitor Hotline (日本政府観光局 J N T O)

TEL 050-3816-2787 (24時間、365日対応)

対応言語: 英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲: びょうき 病気、じこ 事故等の緊急時案内、きんきゅうじ あんない 災害時案内、さいがいじ あんない 一般観光案内



## 12 安全に関すること

### (1) 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

- ◆ **水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電のおそれがあります。**
  - ・ 豪雨の影響により、太陽光発電システムが水没・浸水し破損している場合があります。太陽光発電システムはこのような場合でも、光が当たれば300V以上の発電をしており、接近・接触すると感電するおそれがあります。
  - ・ 被害にあった太陽光発電システムにむやみに近づかずに、システムの事業者や管理者へ連絡してください。
  - ・ 復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合には、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）によって感電リスクを低減してください。

<https://www.jpea.gr.jp/news/537/>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 1-Nビル8F

電話：03-6268-8544

#### 【参考】

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。  
調査においては、
  - ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接接触すると感電の危険性があること、
  - ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)

## (2) 電気配線が浸水した場合(通電火災の危険性)

### ◆ 浸水した電気配線に通電させると感電、火災等のおそれ

- ご家庭の電気配線が浸水、損傷した場合、漏電による感電や火災のおそれがあります。電気の使用前にお近くの九州電力等へ連絡し、宅内の配線の調査を受けて安全を確認してください。
- 九州電力 災害対応  
[http://www.kyuden.co.jp/qside\\_cat\\_series\\_restoration.html](http://www.kyuden.co.jp/qside_cat_series_restoration.html)
- 九州電力人吉営業所 TEL 0120-986-608
- 九州電力送配電人吉配電事業所 TEL 0120-986-958

## (3) LPガス容器の流出・ガス機器の浸水

### ◆ 流出したLPガス容器を発見した場合

→ 触れない。移動させない。周辺で火気を使用しない。

- 容器所有者（不明の場合、熊本県LPガス協会）に、回収するよう連絡してください。
- 熊本県LPガス協会 096-381-3131

### ◆ 浸水したガスメーター・ガス機器等を使用再開する場合→点検を

- LPガス施設が浸水した場合は、配管内やガス機器内に水や泥が溜まっている可能性があります。使用前に必ずLPガス販売店に連絡して点検を受けた上で使用してください。
- ガス臭いと感じたときは、ただちにガスの使用を停止し、LPガス販売店に連絡してください。